

年始の業務案内

窓口業務は4日から開始

市民会館は5日から開始



窓口業務は
一月四日から平常どおり行います。
住民票の取次所は
住民票の写しを取扱っている市内三カ所の取次所の業務は、一月四日から平常どおり行います。
休み中の死亡届
市役所の宿直室で受け付けます。

中央公民館は
一月四日まで休館。五日から平常どおり開館します。中央公民館図書室、物集女公民館も同様。
ゴミの収集は
一月五日から平常どおり行います。ゴミは、収集日の午前八時までに必ず指定の場所まで出して下さい。
し尿のくみとりは
一月六日から平常どおり行います。作業能率を高めるため、くみとり口付近には物を置かないようご協力下さい。

向日市の略史



あまり古い考古学の話や発掘の話ばかりが続くので、一度年代順にこだわらないで、変わった話を載せてほしいという希望があったので、ずんと下って三六〇年前、すなわち元和二年(一六一六)頃の寺戸区西部の様子を紹介する。

“四坪の家”45軒

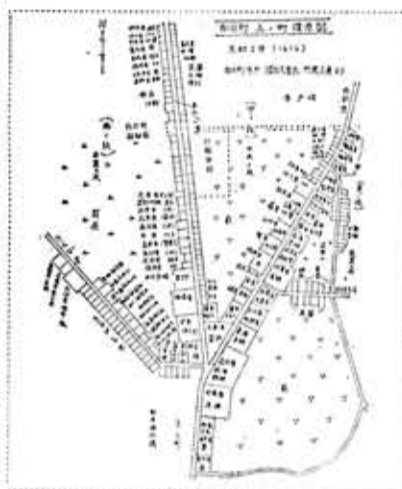
三六〇年前の向日市

これはかつて、長谷川澄夫氏や「乙訓文化遺産六号」で古文書研究会の人々が発表された須田久重氏所蔵の「向日町検地渡世帳」の紹介である。豊臣氏を滅ぼして、徳川氏のもとにも恐ろしいものはなくなった。そこで人民を徹底的に把握しようとして、厳重に検地

三坪の家 十九軒
四坪の家 四十五軒
百八十四軒の平均面積は

図1 間口の比較

間口	向日町	奈良	向日町	向日町	向日町
7.5	0	1	17.0	0	4
8.0	0	14	17.5	0	1
8.5	0	17	18.0	39	1
9.0	30	24	21.0	1	0
9.5	0	8	21.6	1	0
10.0	0	11	24.0	10	0
10.5	0	18	88.5	1	0
11.0	0	13			
12.0	84	6	20尺代	2	0
13.0	0	3	30尺代	13	0
14.0	0	11	40尺代	8	0
15.0	2	0	50尺代	4	0
15.5	0	1	60尺代	2	0



六・四坪で、大変狭い。しかし、これを中世の奈良の、ある町の間口に比較すると(図一参照)一升六合、六坪の家で二間(文 中山修一氏)が一番広く、向日町

選管委員に

大塚氏ら四名を選出

12月市議会



昨年十二月二十三日で任期満了となった選挙管理委員に、十二月定例会市議会において選挙により、次の四氏が選出されました。

第二次の補償

サリドマイド剤の被害者に

サリドマイド剤の服用によって被害を受けた方に対する第二次の補償が、次の要領により行われます。

ではそれ以上が四十二軒もあり、向日町の方が大分広いことがわかる。しかし、全体的に小さい家が多いのが、当時の実態であった。

なお、上町は皇宮の直屬領地で、石高十二石七斗五升、下町の道の東は八石七斗、西側向日区は向日神社領で、地代を少しばかり神納した。

個人では、四坪の家で一升六合、六坪の家で二升四合の税を負担した。(文 中山修一氏)

昭和51年度工事に着手

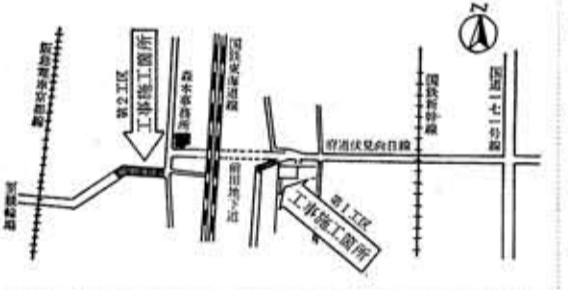
公共 下水道

市では「住みよいまちづくり」の一環として昭和四十九年

度から、公共性をご理解いただき、ご協力をお願いします。推進してまいります。今年度もすでに昨年の十二月初旬から、森本町内二カ所において工事に取

りかかっています。工事期間 三月三十一日まで
お問い合わせ 都市計画課まで
電話九三一一一一(内線二六四)

交通規制にご協力を



工事期間中 通行止や片側通行などの交通規制により市民のみなき

新入児検診

1月19日から実施

市教育委員会では、今年四月に小学校に入学者の児童の健康診断を次の日程で行います。

- 日時・場所
- 向日小入学者予定者 1月27日(木)午後1時30分向日小にて
- 第2向日小入学者予定者 1月28日(金)午後1時30分 第2向日小にて
- 第3向日小入学者予定者 1月19日(水)午後1時30分 第3向日小にて
- 第4向日小入学者予定者 1月25日(火)午後1時30分 第4向日小にて
- 第5向日小入学者予定者 1月21日(金)午後1時30分 第5向日小にて

家庭児童相談コーナー

お子さん(18歳未満)について、どんな相談でも応じます。お気軽にお越し下さい。電話でも結構です。
Dとき 毎週月曜日～金曜日 午前10時～午後4時
Dところ 市役所内家庭児童相談室
電話931-1111(内線296)

D相談内容例

障害のある幼児ですが、就学について今から心配しています。普通学級にやるべきか、障害児学級か養護学校か。それはどんな基準で考えたらよいのかむずかしいことです。その時がきてからあわてないために、いろいろの考え方、意見、実例などを知りながら、じっくり考え、親としての意見を準備しておきたいので、助言をお願いいたします。



家庭不用品
ゆずり合い
取り次ぎコーナー

あなたのご家庭で、まだ十分使用できるのに不用になった物はありませんか。捨てるまえに、このコーナーへご連絡なさってはいかがでしょう。登録の有効期間は、登録した日から3カ月間です。右の品物は、現在登録されているものです。お問い合わせは、市民安全課まで。電話931-1111

(ゆずります)

- コンビラック 2件
- 歩行器 1件
- 二段ベッド 1件
- 湯沸器 1件
- 換気扇 1件
- 編織機 1件
- 電気トースター 1件
- 冷凍冷蔵庫 1件
- 家庭用ミシン 2件
- ベビーベッド 1件
- 石油ストーブ 1件

(ゆずって下さい)

- 冷凍冷蔵庫
- 乾燥機
- 電気ノコギリ
- オルガン

- 卓上ステレオ
- 二段ベッド
- ベビーバギー
- ガリバン
- 子ども用自転車
- 複写機
- カラーテレビ
- 電気カンナ
- バスオール
- ジュース
- バイク(50cc)
- 脱水機
- 幼児用乗り物
- げた箱
- 剣道用具一式
- カタカタ
- 工業用ミシン
- ガスオーブン